

### 3 資金のあらし

#### ● 漁業近代化資金

漁業経営の近代化を図るため、漁船や漁業用機器等を購入する際に必要な資金を信用漁業協同組合連合会などの融資機関が低利で貸し付けます。都が融資機関に利子の一部を補助することにより、利子負担を軽減します。

#### ● 沿岸漁業改善資金

近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入、漁ろうの安全確保のための施設の導入、青年漁業者による沿岸漁業の経営方法の取得等に必要な資金を都が無利子で貸し付けます。

### 4 漁業金融についてのご相談

資金の詳細やお申し込み方法等については、以下の関係機関にお問い合わせください。

関係機関	所在地	電話番号
伊豆大島漁業協同組合	大島町波浮港 1	04992 (4) 0007
元町漁業協同組合	大島町元町 2-5-7	04992 (2) 1157
利島村漁業協同組合	利島村13	04992 (9) 0326
にいじま漁業協同組合	新島村若郷83	04992 (5) 0781
神津島漁業協同組合	神津島村36	04992 (8) 0007
三宅島漁業協同組合	三宅村阿古680	04994 (5) 0011
御蔵島漁業協同組合	御蔵島村無番地	04994 (8) 2151
八丈島漁業協同組合	八丈町三根4206	04996 (2) 0211
青ヶ島村漁業協同組合	青ヶ島村無番地	04996 (9) 0111
小笠原島漁業協同組合	小笠原村父島字奥村	04998 (2) 2411
小笠原母島漁業協同組合	小笠原村母島字元地	04998 (3) 2311
東日本信用漁業協同組合連合会東京支店	港区港南 4-7-8	03 (3458) 3031
全国漁業信用基金協会東京支所	港区港南 4-7-8	03 (3458) 2431
大島支庁産業課水産担当	大島町元町字オンダシ 222-1	04992 (2) 4431
三宅支庁産業課水産担当	三宅村伊豆642	04994 (2) 1312
八丈支庁産業課水産担当	八丈町大賀郷2466-2	04996 (2) 1113
小笠原支庁産業課水産担当	小笠原村父島字西町	04998 (2) 2105
東京都産業労働局農林水産部調整課	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎21階南側	03 (5000) 7180

各種資金のご案内、最新の金利等については、東京都産業労働局ホームページをご覧ください。

東京都 漁業金融

検索

<https://sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/about/youushi/gyogyou/>



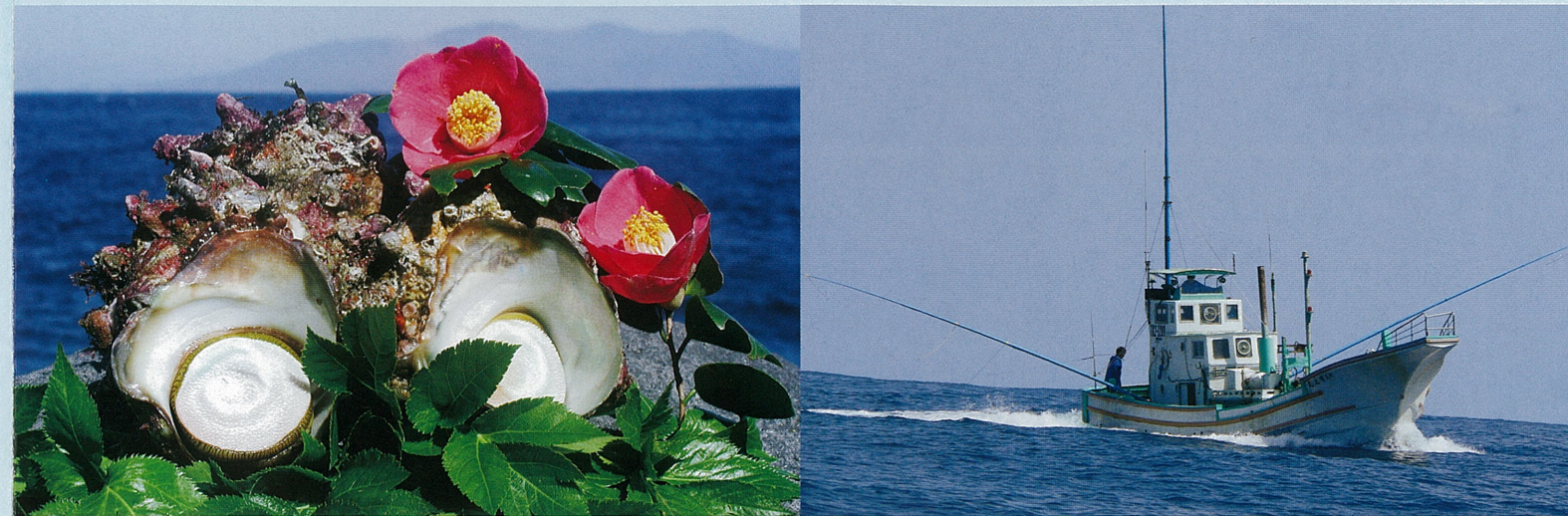
漁業制度金融のご案内

令和3年5月 編集・発行

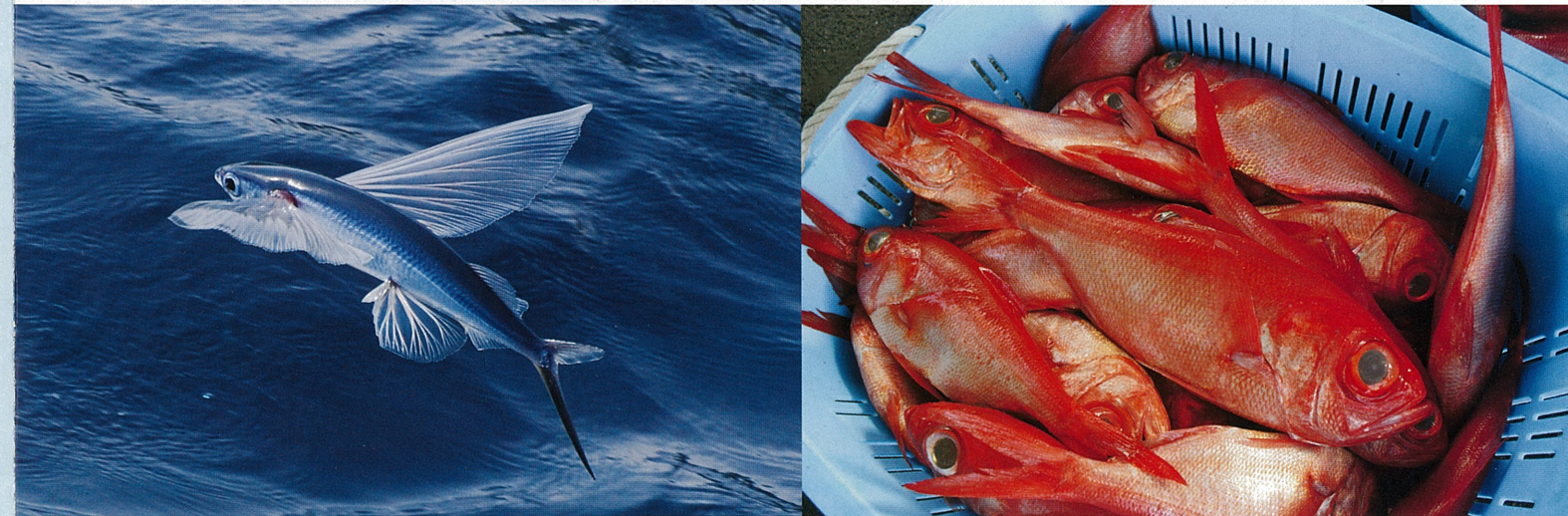
登録番号 (3) 22

東京都産業労働局農林水産部調整課  
電話番号 (03) 5000-7180

新宿区西新宿二丁目8番1号  
印刷 明誠企画株式会社



## 漁業制度金融のご案内



こんな時にご活用ください

- 漁船や漁具を購入したい
- 漁船の改造をしたい
- 近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式を導入したい

東京都産業労働局

# 1 漁業近代化資金 (利子補給)

## ● 漁業経営の近代化のための低利資金

貸付利率は金利情勢により変わります。最新の利率は別紙又はHPをご確認ください。

資金の種類	貸付対象資金の内容	償還期限 (据置) : 以内	貸付限度額
漁船資金 (1号)	FRP船等の建造、取得 (含中古船)	20年(3年)	融資率は総事業費の100%以内 ○漁業者の貸付け限度額
	漁船の改造に必要な機器等 (推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信施設、造水装置、油圧装置等)	10年(2年)	
施設資金 (2号)	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設・加工施設、水産物運搬・販売施設、製氷冷凍施設、漁業用通信施設等	個人等 15年(3年) 組合等 20年(3年)	・20トン以上の漁船を使用して漁業を営む漁業者 3億6,000万円
漁業用機具資金 (3号)	漁場改良用造成機具、漁船用油供給用機具、水産種苗生産用器具、養殖用飼料	個人等 7年(2年) 組合等 10年(2年)	・養殖業を営む法人又は団体 3億6,000万円
漁具資金 (4号)	漁網網、浮子、沈子、ラジオパイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設等	5年(2年) ※	・2以上の複合経営を行う者 3億6,000万円
養殖資金 (5号)	①成育期間が1年以上の水産動植物の種苗の購入・育成 (あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに等) ②成育期間が1年以上の放流用種苗の購入・育成 (くるまえば、さけ、たい、とこぶし等)	5年(2年)	・20トン未満の漁船を使用して漁業を営む漁業者 9,000万円
環境整備資金 (6号)	漁村情報処理・通信施設、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、地域休養施設、漁村多目的施設、廃棄物処理施設等	20年(3年)	・上記以外の個人 1,800万円
漁場改良造成施設等資金 (7号)	漁場改良造成施設 (開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設) 漁協等の共同利用監視船・指導船等の改造・建造・取得等	個人等 12年(2年) 組合等 15年(3年)	○組合等 12億円
海浜環境活用施設資金 (8号)	釣り場、管理施設、保安施設、蓄養池施設、水産物直販施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設等	個人等 12年(2年) 組合等 15年(3年)	
漁村給排水施設資金 (9号)	給排水施設、浄化槽等	15年(3年)	1,200万円
漁家住宅資金 (10号)	漁業後継者の婚姻のための住宅造成取得等	15年(3年)	1,800万円
初度的経営資金 (11号)	漁業・水産加工業経営の転換等の初期資金 (経営規模拡大、漁業種類の転換、水産加工品の製品転換・加工方法の改良) 漁業・水産加工業経営の開始、災害等による経営中断の再開 (燃油、雇用資金等)	5年(2年)	1,500万円
密漁監視施設資金 (12号)	密漁の監視に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金	個人等 12年(2年) 組合等 15年(3年)	漁船資金から海浜環境活用施設資金までと同じ
水産業労働力確保施設資金 (13号)	水産業労働力確保施設として労働者に提供する宿泊施設及び休憩施設 (食堂、浴室等) の改良、造成又は取得に必要な資金	15年(3年)	
漁業経営資金 (14号)	漁業の経営、組合等の運営に必要な資金	1年(なし)	個人 1,300万円 法人 2,200万円 (知事特認 5,200万円) 漁協 2,700万円 (知事特認 6,700万円) 漁連 13,000万円
組合経営改善資金 (15号)	漁協の経営改善を図るに必要な資金	5年(1年)	漁協 4,500万円
てんぐさ資金 (16号)	てんぐさ漁業に必要な資金	1年(なし)	漁協 4,500万円
信用事業強化対策資金 (17号)	漁協の信用事業強化を図るために必要な資金	10年(1年)	4億3,000万円
漁業特別対策資金 (18号)	(知事が、災害等による被害を受けた場合に特に必要と認めて指定する資金)	知事が個別に定める	

※ 定置網は10年以内

# 2 沿岸漁業改善資金

## ● 沿岸漁業者向けの無利子資金

借入れに当たっては、連帯保証人 (貸付額によっては加えて担保も) が必要です。

資金の種類	貸付内容及び貸付限度額	資金合計限度額	償還期間 (据置期間)			
経営等改善資金	操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置	100万円	500万円	7年以内 (1年)	
		遠隔操縦装置	50万円			
		サイドスラスター	400万円			
		レーダー	180万円			
		自動航跡記録装置	120万円			
	漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機	GPS受信機	130万円	500万円	7年以内 (1年)
			動力式つり機	500万円		
		ラインホーラー等の揚縄機	ラインホーラー等の揚縄機	120万円		
			ネットホーラー等の揚縄機	120万円		
		(1台)の設置費	巻取りウインチ	500万円		
放電式集魚灯			200万円			
(1セット)の設置費		漁業用クレーン	400万円			
		漁獲物等処理装置	500万円			
		海水冷却装置	180万円			
		海水滅菌装置	300万円			
	漁業用ソナー	500万円				
補機関等駆動機器等設置資金	カラー魚群探知機	150万円	500万円	7年以内 (1年)		
	潮流計	500万円				
燃料油消費節減機器等設置資金	補機関	400万円	500万円	7年以内 (1年)		
	油圧装置	500万円				
新養殖技術導入資金	漁船用環境高度対応機関	2,400万円	2,500万円	7年以内 (1年)		
	定速装置	120万円				
資源管理型漁業推進資金	発光ダイオード式集魚灯	1,300万円	400万円	4年以内 (2年)		
	養殖施設の設置費 飼料、種苗等の購入費					
環境対応型養殖業推進資金	①資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入又は設置費		1,200万円	10年以内 (3年)		
	②低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入又は設置費					
乗組員安全機器等設置資金	③漁獲物の付加価値の向上に必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設、加工のための施設の購入又は設置費		2,000万円	10年以内 (3年)		
	①養殖漁場環境の悪化防止を目的とした、造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入又は設置費					
救命消防設備購入資金	②養殖魚の安全性を目的として漁網防除剤を使用しないで養殖を行うのに必要な各種いけす、自動網いけす洗浄機、その他装置等の購入又は設置費等		150万円	5年以内 (1年)		
	転落防止用手すり	50万円				
救命消防設備購入資金	安全カバー装置	50万円	130万円	2年以内 (なし)		
	揚網機安全装置	40万円				
漁船転覆防止機器等設置資金	救命胴衣	10万円	150万円	5年以内 (1年)		
	消火器	10万円				
漁船衝突防止機器等購入資金	イーパブ	60万円	120万円	5年以内 (なし)		
	レーダートランスポンダ	65万円				
漁具損壊防止機器等購入資金	小型漁船緊急連絡装置	130万円	130万円	5年以内 (なし)		
	漁獲物の横移動防止装置	30万円				
特認資金	甲板下の魚そう	100万円	80万円	5年以内 (1年)		
	レーダー反射器	40万円				
研修教育資金	無線電話	40万円	150万円	5年以内 (1年)		
	漁具の標識 (灯尖付きパイ及びレーダー反射器付きパイ)	70万円				
高度経営技術習得資金	個人又は会社の購入費	130万円	180万円	5年以内 (1年)		
	自動無線方位測定器					
漁業経営開始資金	国内研修 (授業料等)	180万円	150万円	5年以内 (なし)		
	国外研修 (授業料等)	100万円				
青年漁業者等養成確保資金	パソコン及び関連機器、ソフトウェア、制御装置等	150万円	2,000万円 (5,000万円)	10年以内 (3年)		
	漁船の取得、機器、施設、漁具、種苗、餌料等の購入又は設置費等	2,000万円 (水産庁長官が定める者の場合は5,000万円、部門経営の開始にあっては800万円)				